

LPガス購入単価契約書（案）

- 1 契約名称 福島県会津児童相談所冷暖房及び厨房用LPガス単価契約
- 2 品名及び予定数量 LPガス 年間5,000m³
- 3 契約単価 従量料金 ○○○円/m³
(取引に係る消費税及び地方消費税抜きの額)
- 4 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 5 供給場所及び供給方法 福島県会津児童相談所長の指示による。
- 6 契約保証金 免除

上記の燃料購入について発注者 福島県 を甲とし、受注者 ○○○○ を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

本契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 住所 会津若松市一箕町大字八幡字門田1番3号
氏名 福島県
福島県会津児童相談所長 ○○○○ 印

乙 住所
氏名

印

(総則)

第1条 乙は、頭書の単価をもって頭書の期間内に頭書の物品を甲に供給する。当該期間中、市況に著しい変動があり、単価契約が不相当と認められた場合は、甲、乙協議して契約単価を変更する。

2 甲は、甲の所有するバルク貯槽を乙に無償で貸与するものとし、頭書期間内は乙の管理とする。

3 物品使用量器（ガスメーター）は乙が設置し、管理するものとする。

4 安全管理については、甲乙で協議し、甲が設置したガス漏装置は甲が管理し、乙が設置したガス漏れ装置については乙が管理して、甲乙相互に連携して安全管理に万全を期すものとする。

(代金の支払い)

第2条 乙は甲の使用した月毎の使用量を翌月に甲に通知し、併せて請求書を甲に提出する。

請求額は、当月初日から末日までの使用量に契約単価を乗じた額に、消費税相当額を加算した額(円未満切り捨て)とする。

2 乙は、翌月の10日までに請求書を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第3条 甲は、正当な理由なく前条の期間内に契約金額の全部又は一部を支払う事ができないときは、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて当該未払い代金に対して年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる）を支払うものとする。

(物品の所有権)

第4条 物品の所有権は、乙にあり、物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合又はバルク貯槽等の管理によって生じた物品の品質不良、数量不足、変ついで質等補てんの必要がある場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の補修、代品の引渡し、不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が期間内に物品の供給ができないとき。
- 二 乙が期間内に明らかに物品を供給することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第9条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他の経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。た

だし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（ 契約の変更等 ）

第8条 甲は必要あるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（ 権利義務の譲渡等の禁止 ）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

（ 談合による損害賠償 ）

第10条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、購入実績額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定にする課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3による刑が確定したとき。

ただし、上記一から四のうち命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（ 遅延利息の相殺 ）

第11条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（ 契約外の事項 ）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

（ 紛争の解決方法 ）

第13条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。